

承認制度について

1. 背景

近年、外航海運においては、日本籍船の海外への移籍等による海外流出、いわゆるフラッキングアウトが著しく進行している。こうした中で、貿易立国である我が国が貿易物資の安定輸送を確保していくためには、外航海運の競争力を強化し、日本籍船の確保を図っていくことが重要な課題となっている。

このため、海運造船合理化審議会海運対策部会において、国際船舶制度の拡充等について、「国際船舶については、船長・機関長は日本人であることを原則とする混乗体制で運航できるよう、船長及び機関長以外の職についての外国人船員に対する海技資格の付与の方法等の実施に向けて検討を進める」よう平成9年に提言された。

2. 概要

平成10年に船舶職員法を改正し、船員の資格証明等に関する条約（STCW条約）締約国が発給した資格証明書を受有する者が、船舶職員として必要な経験、知識及び能力を有すると国土交通大臣（当時運輸大臣）が認め、その承認を受けたときには、海技従事者の免許を受けなくても船舶職員となることができることとした「承認制度」を創設し、平成11年5月から施行している。

3. 承認試験の実施等

承認にあたっては、必要な知識、能力の確認を行うため、あらかじめ承認試験を行うこととしており、本年6月17日から6月21日までフィリピンのマニラ市において試験を実施し、合格者について本日付けで国土交通大臣が承認を行ったものである。